

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

次

ページ

道公安委員会規則

○北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則

一

公布された規則のあらまし

◇北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則（北海道公安委員会規則第十七号）

- 趣旨及び内容
行政不服審査法の規定による北海道公安委員会又は方面公安委員会に対する不服申立てに關し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。
- 施行期日
この規則は、平成十三年十月一日から施行することとした。

道公安委員会規則

北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則をここに公布する。

平成13年 9 月25日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

北海道公安委員会規則第17号

北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則

北海道公安委員会行政不服審査手続規則（昭和40年北海道公安委員会規則第8号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 処分についての審査請求に関する事項（第2条－第20条）
 - 第3章 処分についての異議申立て等に関する事項（第21条・第22条）
 - 第4章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）の規定による北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）又は方面公安委員会（以下「公安委員会」と総称する。）に対する不服申立てに關し必要な事項を定めるものとする。

第2章 処分についての審査請求に関する事項

（補正の命令）

第2条 法第21条の規定による補正の命令は、別記第1号様式の補正命令書を送付して行うものとする。

（処分庁に対する審査請求書の副本の送付等）

第3条 法第22条第1項の規定による審査請求書の副本の送付及び弁明書の提出の要求は、当該副本に別記第2号様式の審査請求書副本送付・弁明書提出要求書を付して行うものとする。

（審査請求人に対する弁明書の副本の送付等）

第4条 法第22条第3項の規定による弁明書の副本の送付は、当該副本に別記第3号様式の弁明書副本送付書を付して行うものとする。この場合において、当該弁明書副本送付書に反論書を提出すべき相当の期間を定めるものとする。

（参加の許可の通知等）

第5条 公安委員会は、法第24条第1項の許可をしたとき又は当該許可をしないときは、別記第4号様式の参加人参加許可（不許可）書を利用関係人に送付してその旨を通知するものとする。

2 法第24条第2項の規定による参加の要求は、別記第5号様式の参加人参加要求書を送付して行うものとする。

（意見の陳述の機会供与の通知等）

第6条 法第25条第1項ただし書の規定により審査請求人又は参加人に口頭で意見を述べる機会を与えようとするときは、当該審査請求人又は参加人に対して、別記第6号様式の口頭意見陳述通知書を送付してその日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 審査請求の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

（補佐人同伴出頭の許可の通知）

第7条 公安委員会は、法第25条第2項の許可をしたとき又は当該許可をしないときは、別

号外第45号

報 公 道 海 北

記第7号様式の補佐人同伴出頭許可（不許可）書を審査請求人又は参加人に送付してその旨を通知するものとする。 （証拠書類等の提出すべき期間の通知） 第8条 公安委員会は、法第26条ただし書の相当の期間を定めたときは、別記第8号様式の証拠書類等提出期限通知書を審査請求人又は参加人に送付してその旨を通知するものとする。 （証拠書類等の提出を受けた場合の手続） 第9条 公安委員会は、法第26条の規定による証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を受けたときは、別記第9号様式の提出物件目録を作成するとともに、その副本を当該提出物件目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。 2 公安委員会は、必要がなくなつたときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記第10号様式の還付請書と引換えに行わなければならない。 （参考人の陳述の通知等） 第10条 公安委員会は、法第27条の申立てに係る陳述若しくは鑑定をさせること又は当該陳述若しくは鑑定をさせないことを決定したときは、別記第11号様式の参考人の陳述（鑑定）についての決定書を当該申立てをした者に送付してその旨を通知するものとする。 2 法第27条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、別記第12号様式の参考人陳述（鑑定）要求書を送付して行うものとする。 3 公安委員会は、法第27条の規定による陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した参考人陳述録取書を作成するものとする。 （1） 審査請求の件名 （2） 参考人の陳述の日時及び場所 （3） 参考人の氏名及び住所 （4） 参考人の陳述の要旨 （物件の提出の通知等） 第11条 公安委員会は、法第28条の申立てに係る物件を提出させること又は当該物件を提出させないことを決定したときは、別記第13号様式の物件の提出についての決定書を当該申立てをした者に送付してその旨を通知するものとする。 2 法第28条の規定による物件の提出の要求は、別記第14号様式の物件提出要求書を送付して行うものとする。 3 第9条の規定は、法第28条の規定による物件の提出及び当該物件の返還について準用する。 （検証の通知等） 第12条 公安委員会は、法第29条第1項の申立てに係る検証をすること又は当該検証をした	いことを決定したときは、別記第15号様式の検証についての決定書を当該申立てをした者に送付してその旨を通知するものとする。 2 法第29条第2項の規定による通知は、別記第16号様式の検証通知書を送付して行うものとする。 3 公安委員会は、法第29条第1項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調査を作成するものとする。 （1） 審査請求の件名 （2） 検証の日時及び場所 （3） 立会人の氏名及び住所 （4） 検証の結果 （審尋の通知等） 第13条 公安委員会は、法第30条の申立てに係る審査請求人若しくは参加人を審尋すること又は当該審尋をしないことを決定したときは、別記第17号様式の審尋についての決定書を当該申立てをした者に送付してその旨を通知するものとする。 2 公安委員会は、法第30条の規定による審尋をしようとするときは、審尋を受けるべき者に対して、別記第18号様式の審尋通知書を送付してその日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。 3 公安委員会は、法第30条の規定による審尋をしたときは、次に掲げる事項を記載した審尋録取書を作成するものとする。 （1） 審査請求の件名 （2） 審尋の日時及び場所 （3） 審尋を受けた者の氏名及び住所 （4） 審尋の概要 （処分からの物件の提出の通知等） 第14条 公安委員会は、法第33条第1項の規定による物件の提出を受けたときは、別記第19号様式の提出物件受領通知書を審査請求人又は参加人に送付してその旨を通知するものとする。 2 法第33条第3項の規定による指定は、別記第20号様式の物件閲覧日時等指定書を送付して行うものとする。 （執行停止の通知） 第15条 公安委員会は、法第34条第2項の規定による執行停止をしようかの決定をしたときは、別記第21号様式の執行停止（不停止）決定書を審査請求人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。 （執行停止の取消しの通知） 第16条 公安委員会は、法第35条の規定により執行停止を取り消したときは、別記第22号様
---	--

式の執行停止取消書を審査請求人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。
(手続の併合又は分離の通知)

第17条 公安委員会は、法第36条の規定により数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離したときは、別記第23号様式の手続併合（分離）通知書を審査請求人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

（審査請求の取下げの通知等）

第18条 公安委員会は、法第39条の規定による審査請求の取下げがあったときは、別記第24号様式の審査請求取下げ通知書を処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の審査請求の取下げがあったときは、法第26条の規定により提出された証拠書類等及び法第28条の規定により提出された物件をこれらを提出した者に返還しなければならない。

3 第9条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。
(裁決書の謄本の送達等)

第19条 法第42条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に別記第25号様式の裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 法第42条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達は、公安委員会が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の揭示板に掲示し、かつ、北海道公報に掲載して行うものとする。

3 公安委員会は、前項の規定により公示の方法による送達をしたときは、別記第26号様式の公示送達通知書を処分庁に送付してその旨を通知するものとする。
(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第20条 第9条第2項後段の規定は、法第44条の規定による返還について準用する。

第3章 処分についての異議申立て等に関する事項

（審査請求に関する規定の準用）

第21条 第2条、第5条から第13条まで、第15条から第17条まで、第18条第2項及び第3項、第19条第1項及び第2項並びに前条の規定は、道公安委員会の処分についての異議申立てについて準用する。この場合において、第15条、第16条及び第17条中「審査請求人及び処分庁」とあるのは「異議申立人」と、第19条第1項中「裁決書」とあるのは「決定書」と、「裁決書謄本送付書」とあるのは「決定書謄本送付書」と、同条第2項中「裁決書」とあるのは「決定書」と読み替えるものとする。

2 第2条及び第5条から前条までの規定は、道公安委員会に対する再審査請求について準用する。この場合において、第18条中「審査請求取下げ通知書」とあるのは「再審査請求取下げ通知書」と読み替えるものとする。

（処分についての審査請求に関する規定の準用）

第22条 第2条並びに第19条第1項及び第2項の規定は、公安委員会に対する不作為につい

ての異議申立てについて準用する。この場合において、第19条第1項中「法第42条第2項又は第4項」とあるのは「法第52条第1項において準用する法第42条第2項」と、「裁決書」とあるのは「決定書」と、「裁決書謄本送付書」とあるのは「決定書謄本送付書」と、同条第2項中「裁決書」とあるのは「決定書」と読み替えるものとする。

2 第2条から第4条まで、第6条から第14条まで及び第17条から第20条までの規定は、公安委員会に対する不作為についての審査請求について準用する。

第4章 雑則

（細目）

第23条 この規則に定めるもののほか、公安委員会に対する不服申立てに関し必要な細目的事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

別記第1号様式 (第2条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
補 正 命 令 書	
は、下記の事項について不適法であるから、行政不服審査法の規定により、平成 年 月 日までに補正することを命ずる。	
なお、期限までに補正されたいが提出されないときは、同法の規定により、	を却下することがある。
記	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式 (第3条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
審査請求書副本送付・弁明書提出要求書	
に対して、下記の者から別添のとおり審査請求があったので、行政不服審査法の規定により、審査請求書の副本を送付する。	
これに対する貴庁の弁明書正副2通を、平成 年 月 日までに提出されたい。	
記	
審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第4条、第22条関係）

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道（ 方面）公安委員会 印	
弁 明 書 副 本 送 付 書	
行政不服審査法 の規定により、 についての審査請求に関する処分庁の弁明書を別添のとおり送付する。	
同法 の規定によりこの弁明書に対する反論書を提出しようとするときは、平成 年 月 日までに提出されたい。	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第5条、第21条関係）

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道（ 方面）公安委員会 印	
参加人参加許可（不許可）書	
行政不服審査法 の規定により、 につき、平成 年 月 日に申請のあった利害関係人としての参加を許可する（下記の理由により不許可とする）。	
記	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式 (第5条、第21条関係)

別記第6号様式 (第6条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道（ 方面）公安委員会 印	
参 加 人 参 加 要 求 書	
行政不服審査法 の規定により、下記の 参加することを求める。	について、参加人として 記
1 審査請求、異議申立て又は再審査請求の件名	
2 審査請求人、異議申立人又は再審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所	
3 審査請求、異議申立て又は再審査請求の年月日	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道（ 方面）公安委員会 印	
口 頭 意 見 陳 述 通 知 書	
についての につき、平成 年 月 日に申立てのあった口頭に よる意見陳述については、行政不服審査法 の規定により下記のとおり行 うので通知する。	
1 日時	記
2 場所	
3 備考	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式 (第7条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
補佐人同伴出頭許可 (不許可) 書	
行政不服審査法 の規定により、 につき、	
平成 年 月 日に申請のあった補佐人の同伴を下記の者につき許可する (下記の理由により不許可とする)。	
記	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式 (第8条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
証 拠 書 類 等 提 出 期 限 通 知 書	
行政不服審査法 の規定により、 に関する証	
拠書類又は証拠物を提出しようとするときは、平成 年 月 日までにこれを提出	
されたい。	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第9号様式 (第9条、第11条、第21条、第22条関係)

平成 年 月 日			
北海道 (方面) 公安委員会 印			
提出物件目録			
行政不服審査法の規定により、下記のとおり を受領した。			
審査請求、異議申立て又は再審査請求の件名			
提出者氏名			
提出者住所			
提出を受けた年月日			
目録			
番号	標 目	数量	備考
取投者 職 氏名 印			

(提出者への注意事項)
提出した証拠書類等の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式 (第9条、第11条、第18条、第20条、第21条、第22条関係)

平成 年 月 日			
北海道 (方面) 公安委員会 殿			
住所氏名 印			
還付請求書			
下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。			
目録			
番号	標 目	数量	備考
取投者 職 氏名 印			

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第11号様式 (第10条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
参考人の陳述 (鑑定) についての決定書	
行政不服審査法 の規定により、 につき、	
平成 年 月 日に申立てのあった参考人の陳述 (鑑定) について、当該参考人の	
陳述 (鑑定) をさせること (下記の理由により当該参考人の陳述 (鑑定) をさせな	
いこと) としてので通知する。	
記	

注 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列 4 番縦長とする。

別記第12号様式 (第10条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
参考人陳述 (鑑定) 要求書	
についての の審理のために必要があるので、行政不服審査法	
の規定により、下記のとおり陳述 (鑑定) を求める。	
記	
1 陳述又は鑑定をするべき事項	
2 日時及び場所	
3 備考	

注 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列 4 番縦長とする。

別記第13号様式 (第11条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
物件の提出についての決定書	
行政不服審査法 の規定により、 につき、	
平成 年 月 日に申立てのあった物件の提出について、当該物件を提出させること (下記の理由により当該物件を提出させないこと) としてので通知する。	
記	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第14号様式 (第11条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
物件提出要求書	
についての 審査のために必要があるので、行政不服審査法	
の規定により、下記のとおり物件の提出を求める。	
記	
1 提出を求める物件の名称及び数量	
2 提出期限	
3 提出先	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第15号様式 (第12条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
検 証 に つ い て の 決 定 書	
行政不服審査法 の規定により、 につき、	
平成 年 月 日に申立てのあった検証について、当該検証をすること (下記の理由により当該検証をしないこと) したので通知する。	
記	

注 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列 4 番縦長とする。

別記第16号様式 (第12条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
検 証 通 知 書	
行政不服審査法 の規定により下記のとおり検証を行うので、これに立ち	
会う機会を与えるため、同法 の規定により通知する。	
記	
1 審査請求、異議申立て又は再審査請求の件名	
2 検証を行う日時	
3 検証を行う場所及び名称	
4 検証事項	

注 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列 4 番縦長とする。

別記第17号様式 (第13条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
審 尋 に つ い て の 決 定 書	
行政不服審査法 の規定により、 につき、	
平成 年 月 日に申立てのあった審尋について、当該審尋をすること (下記)の理由により当該審尋をしないこと) したので通知する。	
記	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第18号様式 (第13条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
審 尋 通 知 書	
行政不服審査法 の規定により下記のとおり審尋をするので、出頭された	
い。	
記	
1 審査請求、異議申立て又は再審査請求の件名	
2 審尋の日時	
3 審尋の場所	
4 審尋する事項	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第19号様式 (第14条、第21条、第22条関係)

第 号
平成 年 月 日

殿

北海道 (方面) 公安委員会 印

提出物 件 受 領 通 知 書

についての につき、 から下記の物件が提出されたので通知する。

番号	標	日	提出月日	数 量	備 考

注 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列 4 番縦長とする。

別記第20号様式 (第14条、第21条、第22条関係)

第 号
平成 年 月 日

殿

北海道 (方面) 公安委員会 印

物 件 閱 覧 日 時 等 指 定 書

についての につき、平成 年 月 日に請求のあった物件の閲覧については、行政不服審査法の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。

記

1 閲覧の日時

2 閲覧の場所

(注意事項)
閲覧の際は、この書面を持参すること。

注 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列 4 番縦長とする。

別記第21号様式 (第15条、第21条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
執行停止 (不停止) 決定書	
についての につき、平成 年 月 日に申立てのあった処分の執行停止について、下記のとおり執行停止をすること (下記の理由により執行停止をしないこと) としたので通知する。	
記	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第22号様式 (第16条、第21条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
執行停止取消書	
についての につき、平成 年 月 日にした執行停止の決定は、行政不服審査法の規定によりこれを取り消す。	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第23号様式 (第17条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
手 続 併 合 (分 離) 通 知 書	
行政不服審査法 (分離) したので通知する。	
を併合 記	

- 注 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列 4 番縦長とする。

別記第24号様式 (第18条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
審 査 請 求 取 下 げ 通 知 書	
再 審 査 請 求 についての につき、平成 年 月 日取下げ があったので通知する。	
記	
審査請求人又は再審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所	

- 注 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列 4 番縦長とする。

別記第25号様式 (第19条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
裁 決 書	膳 本 送 付 書
決 定 書	につぎ、
について	をしたので、行政不
服審査法	の規定により 膳本を送付する。

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

毎週火・金曜日発行

別記第26号様式 (第19条、第21条、第22条関係)

第 号	平成 年 月 日
殿	
北海道 (方面) 公安委員会 印	
公 示 送 達 通 知 書	公 示 送 達 通 知 書
下記の者からの	につぎ、平成 年 月 日公示の
方法による送達をしたので通知する。	方法による送達をしたので通知する。
記	
審査請求人又は再審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所	

注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

北海道総務部法制文書課
富士印刷株式会社